

第 43 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 43 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年9月25日（木） 9：27～12：00

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について
 - (1) 現地調査の報告について
 - (2) 今後の企画部会の進め方について
 - (3) 食料の安定供給の確保に関する施策について①

3. 経営所得安定対策小委員会の設置について

4. 閉 会

【配付資料一覧】

- 資料 1 食料・農業・農村政策審議会企画部会 現地調査について（報告）
- 資料 2 今後の企画部会の進め方（案）
- 資料 3 これまでの審議会・企画部会における議論の概要
- 資料 4 今後検討を深めることが必要な目標・展望等について（案）
- 資料 5 今後の議論に当たっての施策の論点について（案）

- 資料 6－1 食品の安全と消費者の信頼の確保
- 資料 6－2 食育の推進と国産農産物の消費拡大
- 資料 6－3 国際交渉への対応

（資料 6 に関する資料）

- 資料 7－1 食品の安全と消費者の信頼の確保（参考資料）
- 資料 7－2 食育の推進と国産農産物の消費拡大（参考資料）
- 資料 7－3 国際交渉への対応（参考資料）

- 資料 8－1 生産条件不利補正交付金の面積単価及び数量単価の改正並びに調整額の算定方法の制定並びに収入減少影響緩和交付金の算定方法の改正について（諮問）（写）
- 資料 8－2 食料・農業・農村政策審議会企画部会における経営所得安定対策小委員会の設置について（案）

- 参考資料 1 平成27年度 農林水産省予算概算要求の概要について
- 参考資料 2 平成27年度 税制改正要望について
- 参考資料 3 平成27年度 組織・定員要求について

午前9時27分 開会

○政策課長 皆様、おはようございます。定刻より若干前ではございますけれども、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、雨の中、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日、伊藤委員、小林委員、武内委員、藤井雄一郎委員及び藻谷委員が所用によりご欠席となっております。

現時点での出席委員数は13名でございます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定により定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会は中嶋企画部会長にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 おはようございます。中嶋でございます。

本日の会議は12時までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」及び「経営所得安定対策小委員会の設置について」となっております。よろしくお願ひいたします。

議事に移る前に、配付資料の確認等について事務局からお願ひいたします。

○政策課長 恐縮ですが、カメラの方はここでご退席をお願いいたします。

(カメラ退室)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧くださいと思います。

本日の配付資料は議事次第、この配付資料一覧、企画部会委員名簿、資料1から資料5、資料6-1、2、3、資料6に関する資料といたしまして資料7-1から7-3、資料8-1、8-2、この他参考資料1から3といたしまして平成27年度農林水産省予算概算要求の概要について、税制改正要望について、組織・定員要求についての資料をお配りしております。また、委員の皆様方には、これまでの基本計画等の参考資料を綴じたファイルを机の上に設置をしております。ご確認いただきまして、もし不足をしている資料がございましたら、お近くの事務局員まで声をかけて下さい。

また、本日の会議の議事録は会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいた

します。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

「新たな食料・農業・農村基本計画について」には（１）から（３）までの項目がございます。互いに関連する内容が含まれますのでまとめて説明し、その後意見交換をしたいと思っております。

最初に、７月に実施した現地調査について私から報告させていただきます。

資料１をご覧ください。

食料・農業・農村政策審議会企画部会は、委員１２名が出席して、７月２９日から３０日にかけて、栃木県、群馬県で農地集積、飼料用米、６次産業化をテーマにした現地視察及び意見交換を実施いたしました。

２９日は、栃木県日光市で県営ほ場整備事業を契機に集落営農組織を設立し、集積された農地で担い手集団として活動している日光アグリサービスの取組を視察し、その後、約８０ヘクタールを作業受託し、６次産業化にも取り組む株式会社和氣ふぁーむに参加していただきながら意見交換を行いました。

続いて、栃木県鹿沼市において、ほ場整備を契機とした営農組合を設立し、飼料用米の生産拡大や鉄コーティング湛水直播栽培技術による、省力・低コスト生産に取り組む亀和田・北赤塚営農組合を視察いたしました。その後、飼料用米の流通業者である柏屋商事株式会社にも参加をいただき、意見交換を行いました。

翌３０日には、群馬県利根郡昭和村において、生産、加工、流通の各工程で、企業、個人生産者、団体と連携しながら、こんにやくなどの有機農業や農産物加工に取り組むグリーンリーフ株式会社を視察及び意見交換を行いました。

続いて、「村の６次産業化」を目指し、村が主体的に新商品開発、ブランド開発などを手がける群馬県利根郡川場村において、地元農業者を交え意見交換を実施いたしました。その後、地域の特産品を販売している道の駅「田園プラザかわば」を視察いたしました。

視察の様子や意見交換の内容については、お手元の資料にも簡単に紹介させていただいておりますが、いずれも地域の食料・農業・農村の発展に取り組む皆様の様子などを拝見して大変有意義だったと思っております。

また、意見交換におきましては、ほ場整備により農作業にかかる労働時間が短縮された、今後も農地中間管理機構を活用して土地を借り、農地集積に取り組みたいと考えている。

ただ一部には、高齢化のため将来的には農地を買い取ってもらいたいという相談を受けるなど課題があるということです。

それから飼料用米については、流通コストや保管場所の問題が課題になっている。それから売れる商品の開発のためには、連携企業との間で何度も議論を行うなど準備が重要である。個別の商品をブランド化するのではなく、川場村ブランドに統一したい。など地域の活性化を進める上で極めて示唆に富む意見交換ができました。

私自身何度か訪れたことのある先もありましたけれども、それらについても取組がより深化している様子を見ることができ、今後の基本計画の見直しに向けて非常に示唆を得られたと思います。

なお、現地で配付された資料や意見交換の概要については、農林水産省のホームページに順次掲載してまいりますので、ご参照下さい。

私からは以上でございます。

それでは引き続き、資料に基づき事務局から説明をお願いいたします。

○政策課長 資料2から資料5までを簡単に説明させていただきます。

まず、資料2をご覧下さい。

今後の企画部会の進め方につきまして、事務局の案をご説明させていただきます。

本日を含めまして、年内に計7回の企画部会の開催を想定しております。年内の企画部会では、7月まで進めてまいりました現行基本計画の検証作業を踏まえまして、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策の順に、それぞれの具体的な方向性について一、二回ご議論をいただきたいと考えております。

また、食料自給率目標・食料自給力、構造展望・経営展望等の考え方につきましても、第9回、第13回というように2回はご議論いただきたいと考えております。その上で、年内最後の第14回の企画部会におきまして、これまでの議論を整理するとともに、新たな基本計画の構成案をお示しし、年明け以降、骨子案、原案等についてご議論をいただくというふうに進めてまいりたいと考えております。

この資料の一番下の※にございますとおり、この進め方（案）は、企画部会における今後の議論の状況や事務局の準備の状況等に応じて変更となる可能性もございますが、事務局としては、現在のところ、このようなスケジュールで考えているということでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料3をご覧ください。「これまでの審議会・企画部会における議論の概要」ということで整理をしたものでございます。

食料・農業・農村基本法の条項ごとに、検証資料の中でお示しをしたこれまでの評価と課題等の記載に沿って、委員の皆様方のご発言を整理させていただいたものでございます。

これも踏まえまして、この後の資料5、「今後の議論に当たっての施策の論点について（案）」を整理するとともに、今後年末にかけて順次お示しをしていく各施策の具体的な方向性等についての資料にも反映をさせていきたいというふうに考えております。今後のご議論に当たりご参照いただければと思っております整理をしたものでございます。

続きまして、資料4でございます。「今後検討を深めることが必要な目標・展望等について」ということで白い枠でお示しをしております。

まず、左側の基本計画のところでは、食料自給率の目標につきまして、これは食料・農業・農村基本法において基本計画に定めるということとされておりますので、今後、目標量設定に当たっての基本的な考え方等についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

併せまして、食料自給力の取り扱いにつきましても、さらに深いご議論をいただくことを予定して、今、準備をしているところでございます。

また、右側の枠内でございますけれども、基本計画と併せて検討というところですが、過去も基本計画の策定時に併せて示された展望等ということで、農業構造の展望、経営展望、農地の見通しと確保、2つ飛んで研究基本計画ということで、今申し上げたものも併せてお示しをしているものでございますけれども、今回併せまして農業・農村の所得倍増に向けた対応方向、活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンにつきましてもご議論をいただきたいと思いますということで考えております。

以上、今後の検討事項ということでお示しをさせていただきました。

続きまして、資料5です。これまでの企画部会での議論などを踏まえつつ、今後の議論に当たっての施策の論点につきまして、食料・農業・農村基本法の構成に即して、食料・農業・農村、食料のところは食料の安定供給の確保に関する施策、農業は農業の持続的な発展に関する施策、それから農村の振興に関する施策をそれぞれ柱として整理をしたものでございます。

まず1番の食料の安定供給の確保に関する施策の柱でございますけれども、（1）食品の安全と消費者の信頼の確保のための取組、（2）で、消費者の多様なニーズに対応した食育、消費の拡大、それから伝統的な食文化の保護・継承の取組等について論点を掲げて

ございます。

また（３）のところでは、生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出という観点から、６次産業化等の推進や、食品産業の更なる成長産業化に向けた取組ということで掲げております。

ページをおめくりいただきまして、（４）では、農林水産物・食品の輸出促進ということで、輸出体制の整備や環境の整備などについて列挙しているところでございます。

次に、２番の柱ですけれども、農業の持続的な発展に関する施策のところですが、（１）では、法人化、新規就農などによる担い手の育成確保に関する取組。

さらに次のページで、（２）では、農地中間管理機構の活用などによる担い手への農地集積・集約化と農地の確保、（３）で、担い手に対する経営安定対策の推進といった論点を掲げてございます。

また、（４）では、構造改革の加速化や国土強靱化に資する基盤整備、（５）には、加工・業務用野菜などの生産・供給体制の改革、さらには（６）のところで、生産・流通現場の技術確信等を実現するための戦略的な技術開発や次世代施設園芸の推進などの取組、４ページの（７）のところでは、地球温暖化等の課題に対応した総合的な環境政策の推進といった論点を掲げておるところでございます。

さらに、３の農村の振興に関する施策の箇所では、（１）として、再生可能エネルギーやバイオマスなどを地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出、（２）のところで、人口減少・高齢化を踏まえた魅力ある地域づくりと地域の必要な機能の維持・発揮のための取組、（３）まのところで、多面的機能支払制度の着実な推進や次期中山間地域等直接支払制度のあり方の検討、（４）で、深刻化、広域化する鳥獣被害への対応、（５）で、都市農業の振興についてしているところでございます。

最後に、４番の団体の再編整備等に関する施策の柱では、農協系統を初めとした団体の事業・組織の見直し等について掲げてございます。

今後これらの論点に関しまして施策の具体的な方向性につきまして順次ご議論をいただきたいというふうに考えているところでございます。

引き続きまして、資料６でございますが、今日の会議におきましては、食料の安定供給の確保に関する施策の１回目ということで、資料６－１から６－３を添付してございます。

それでは、消費・安全局から順次お願いいたします。

○消費・安全局長 消費・安全局長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

時間の制約もありますので、ポイントのみ説明させていただきまして、あと不足するところはご質問いただいて、ご説明させていただきたいというように考えております。

まず、お手元の資料6-1と資料番号が振ってあって、「食品の安全と消費者の信頼の確保」と書いてある横紙が置いてあります。

これを開けていただきますと、1つ目のところが「食品の安全確保（その1）」と書いてありまして、大きく分けまして、直接口に入る農産物、加工食品と、それからその原料あるいは資材として生産資材、大きく2つに分けてございます。

最初の農産物、加工食品につきましては、従来ご説明したのとほぼ同様の内容でございます。

生産資材の方でございますが、生産資材はいくつかございますが、まず肥料、これにつきましては、りん資源の枯渇が国際的に懸念されております。こういった中で、下水汚泥等の未利用資源を活用できないかというふうなことで、そのために公定規格を定める、あるいはしっかりとした、かつ安価な分析法を利用してもらい、こういったことで未利用資源の利用を拡大していきたいというのが肥料の部分でございます。

次、飼料、エサでございますけれども、これにつきましては、原料の調達先国を多様化させる、あるいは工程管理をしっかりと安全性を確保する、こういったことが大変重要となっております。こういった取組をしっかりとやっていきますし、また、GMP、HACCP、こういったものの導入を推進して、より効果的に飼料の安全を確保したいというふうに考えております。

続きまして、農薬、それから動物用医薬品、こういったものにつきましては、審査はしっかりとやる必要はありますけれども、できるだけスピードアップするという方針で進めていきたいと考えております。

続きまして、2ページを開けていただきたいと思います。

2ページ目でございますが、ここにつきましては、GAP、HACCPにつきましては記述を一応しておりますが、これにつきましては、輸出促進とも関連がございます。そういったところと一体で議論したいというふうに思っております。

それから、この2ページの一番下のところに、「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止に関する検討会」という長いタイトルを書いてございますけれども、これはいわゆる食品防御と言われるもので、昨年末、冷凍食品に農薬の混入の事件があったというふうなことを踏まえて、どうやってそういった事態を防ごうかということでございます。検討会

を開きまして、それぞれの企業で取り組むべき事柄というようなことの方をまとめていただきましたので、そういったことも周知徹底をしていきたいというように考えております。

続きまして3ページ目、「食品に対する消費者の信頼の確保」という部分でございます。

食品表示法、これが来年6月までには施行されるというふうに承知をしております。農林水産省も、監視の一部について役割を担うという形になっておりますので、しっかり対応するとともに、その際には、科学的な分析手法を活用するというふうなことで、合理的でできるだけ人手をかけない方法で進めていきたいというように思っております。

続きまして、加工食品の原料原産地表示でございますけれども、農林水産省といたしましては、消費者の適切な食品の選択の機会を確保する。また、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するというふうなことから、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討したいという方向性を考えております。

表示制度の企画立案の権限自体は消費者庁がお持ちですので、消費者庁が今後検討される際には、しっかりと協力をして調整を図ってまいりたいというように考えております。

続きまして、これもまた昨年問題になりましたけれども、外食のメニュー表示、これに不当表示の問題が起きました。これは、景表法と言われます法律の枠組みの中にございまして、こういったこともありまして、先日、景表法の改正も行われました。その中で、事業所管大臣も十分連絡をとって、連携をとって、消費者庁の指示のもとで監視などを行うという仕組みが取り入れられております。これも消費者庁としっかりと調整、連携をとりつつ与えられた職務を果たしていきたいというように考えております。

それから、次のページ4ページですが、新たなJAS規格というのがございます。JAS規格につきまして、例えばトレーサビリティだとか衛生管理などの要素を取り込んだものがないか。今のは例示でございますけれども、そういった新たなJAS規格の検討にも取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、5ページです。原発事故のところを書いてございます。

これは従来からご説明しているとおりでございますけれども、営農再開に向けて支援体制をとっていく、あるいは食品の中などへの放射性物質の低減対策、こういったものをとっていく、あるいは風評被害対策をとっていくというふうなことが重要だというふうに考えております。

続きまして、右肩6-2と書いておりますのが、食育と国産農産物の消費拡大の部分で

ございます。

これにつきまして、まず1ページを開けていただきます。

このところに、右側のいろいろと課題が書いてございます。概略、今までのところのおさらいという形になっておりますけれども、ご存じのとおり、日本の国民は大変多様なライフスタイルを持っておりまして、一律に平均的な日本人というものがないということでございます。

そのため、2ページ目を見ていただきたいと思いますけれども、今後の検討方向というのが書いてございます。

「消費者の多様なニーズ・特性に対応した食育、消費拡大」というふうに書いてございまして、その「日本型食生活の普及による健全な食生活の実現」というタイトルですが、その1つ目に、消費者各層の多様なニーズ・特性を分析・把握した上で、それに応じた手法を検討する。かなりきめ細かくターゲットを絞った食育活動というのを広げていく必要があるというように考えております。

そして、日本型食生活をそういう形で普及していきますとともに、食品産業の自主的な取組を促すための方策の検討、あるいは子供から大人まで幅広い世代に対して農業体験の機会を提供するということも推進していきたいと思っております。

続きまして、国産農産物の消費拡大につきましては、政府・民間一体となって国民運動をやっていく。食文化と食育などの施策、いくつかの施策がございまして、連携を強化して、一体感を持った政策を進めていきたい。また文科省における学校給食の活動、その中における地産地消の動き、国内の農業生産の部門でいきましたら、国産の花き、あるいは農産物・畜産物などの品目別の消費拡大の動きとも連携をしつつ取り組んでいきたいというように思っております。

続きまして、食文化の部分でございまして、けれども、「和食」の実態の把握、あるいは効果的な情報発信等を推進して、伝統的な食文化を進めていくということです。食育活動の活性化、和食給食の推進、さらには、食べ物に限らず、木材、畳、生け花など和の文化、こういったものにまで拡張をして情報発信を進めていきたいというように考えております。

私からの説明は以上でございます。

○総括審議官（国際） 続きまして、国際担当総括審議官の今城でございます。

資料6-3という横の紙でご説明させていただきます。「国際交渉への対応」です。

おめくりいただきまして、簡単に1枚で現状の報告をまとめた資料でございます。

下の枠の一番上にございますように、国際交渉に当たっては、食料輸入国である我が国の立場を最大限に反映することを念頭に置きながら、各国の農業が相互に発展できるルールの確立を目指す。こういう基本方針でやっております。

WTOについては、あまり最近動きがないのではないかというようなこともお感じになっておられるかもしれませんが、一応輸出国と輸入国の権利義務のバランスのとれた貿易ルールの確立に向け、我が国の主張を最大限反映させる取組というのを継続しております。

具体的には、左側の四角囲いのWTO農業交渉のところの上側の○でございますけれども、最近の動きとしましては、昨年12月にバリ閣僚会議で合意をしましてのを受けまして、貿易円滑化協定等からなりますバリパッケージと言われるものの実施、こういうものについて具体的に作業を進めておるんですが、なかなか一部途上国の反対等により、本年7月までに予定されていた、この貿易円滑化協定に関する議定書の採択が行われておりません。なかなか一筋縄ではいかない状況だというのが現状でございます。

それから、EPA・FTAでございます。これは、具体的には右側の四角囲いのところで掲げさせていただいておりますが、我が国には既に13カ国・地域とEPA・FTA協定を締結しております。シンガポール、メキシコから始まっておりますが、その13カ国・地域でございます。

この中には、メキシコやチリ等、再協議のことをやっていかなければならない国もございますけど、既にこれらの国・地域とは締結済みということでございます。

それから、今取り組んでいる、あるいは手続を進めているというものについては、その下のグリーンのところでございます。

まず、日豪合意でございますが、これは7月に首脳が協定に署名をしておりまして、早ければこの臨時国会で協定のご審議をお願いするということになっております。

また、大筋合意ということでは日モンゴルがやはり今年7月に首脳会談では大筋合意をしておりまして、協定書の詰め、署名を受けての作業をしておる最中でございます。

また、交渉中のものにつきましては、その下でございますカナダ以下コロンビア、日中間、EU、RCEP、それからTPPということでございます。

RCEPについては※1に書いておりますが、いわゆるASEAN10カ国に日中間、それからインド、豪州、ニュージーランド、これを加えたかなり大きなFTAでございます。

それからTPPにつきましては、報道等でご承知のとおり、アメリカと23日、24日にフローマン代表と甘利大臣の協議というものが行われましたけども、一方では進展はなかつ

たということで聞いております。

それから、右側のAJCEPと申しますのは、これは日ASEANのうち物品については既に2008年12月から発行しておるんですが、サービスについてまだ部分的に交渉中ということでございます。それをやっておるということでございます。

なお、今後、交渉開始が合意されているのは日トルコということでございまして、そういう形で我が国農林水産業への影響や食の安全・安定供給の確保等に十分配慮しながら交渉を行う基本的な考え方で現在進めておるということでございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換を行いたいと思います。

今回は2時間程度の時間を設けてあります。これまでの施策の検証では順番にご発言ただいておりますが、各論点に関する議論を深めていくため、挙手による発言とさせていただきますと考えています。

発言の際には挙手をしていただき、私の方から指名させていただいた後にご発言をお願いいたします。

なお、ご発言いただき、その後適宜事務局からご回答いただくというスタイルにさせていただきます。

それでは、まず議題1から2に関係する資料1「食料・農業・農村政策審議会規格部会現地調査について」から資料5「今後の議論に当たっての施策の論点について（案）」までについてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○山内委員 今の部分で3点申し上げたいと思います。

1つは、今後の進め方のところですが、この基本計画は、今まで以上に国民生活に大きく関わる問題が含まれていると思いますので、より広く国民論議を深めるためにも、ひとつ大きく総括をしていただいたほうがよろしいかと思っております。今までの計画の評価、反省をきちんと簡潔にまとめた上で次の細かい論点に入っていったほうがよろしいというふうに思っています。それが1点目です。

それから、資料2の進め方のところで、この部会の進め方が書いてございますけれども、今申し上げましたように、多くの国民の皆さんに今の食料・農業・農村の状況を理解してもらい、それから今後発展させたい計画をこんなふうと考えていきたいんだということを、お金の使い方も含めて示すことが必要ですから、広く国民の意見を聞く場の設定の考え方

もお示しいただきたいと思います。いろいろな形で企画できると思いますので、是非次回以降、明示していただいたほうがいいかと思っています。

3点目ですが、今年の冬までに施策の詳細を論議していくというご提案でしたけれども、行政としての関与の在り方、効率的・効果的な施策の在り方や財政措置の効率的かつ重点的な運用などが非常に重要になると思いますので、私としては、12月の論議のところで、3の施策のみならず、4に書かれている行政としての取組のありようを入れるべきではないかと考えます。

取り急ぎ、以上3点です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他に。

○萬歳委員 それでは、私の方で企画部会の進め方につきましてお願いを申し上げたいと思います。

この中で、第10回の企画部会で、団体の再編整備に関する施策ということになっております。そういう面で考えますと、我々が農協改革という目でもってJAの自己改革の検討を進めているという状況でございます。その中間取りまとめが10月下旬になるという見通しで今鋭意急いで我々の取りまとめを図っているという状況でございます。これは我々にとって非常に重要な課題であると思っております。我々の考えを申し上げたいので、10月下旬に取りまとめを図りたいし、この企画部会におきましても報告をしたい。その際には、委員各位からも考え方を伺いたいという思いでございますので、我々の取りまとめにつきましての皆さんからのご意見を伺いたいと、10月下旬を、我々はこの日時として考えていますので、是非とも我々の思いを実現していただきますようお願い申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○山口委員 大きく3点お話をしたいと思います。

1点目は、現地調査に参加してみても感想、意見といいますか、成功しつつあるプロジェクトというものには必ずその情熱と合理性を併せ持ったリーダーの方がいらっしゃるということを改めて感じました。そういう意味で、案件を採択する場合の基準として、この部分というのは最重要評価事項ではないかと思っています。

それから、農業経営の行政からの金融支援の在り方について、多様なやり方というのが

あっていいのではないかと改めて感じます。助成によってある程度基盤ができたときに、それが収益事業に育った暁には、投入された税金の回収、あるいはそれを他のプロジェクトへの再投資と、こういうサイクルを考えるとというような考え方を導入すべきではないかと思いました。

今回の6次産業化なんかにファンドというような考え方が出ましたけれども、そういうことも含めて多様な仕組み、支援をするということがあるのではないかと思います。こういうことができれば、当然、助成金総額の次年度以降の削減につながるわけですし、TPPなどの国際経済連携交渉の際にも有効になる可能性も副次的にはあるのではないかと思います。

それから、飼料用米の現場を拝見し、ご担当の方の意見を聞いて、私は少し疑問を感じました。説明によれば、補助金あるいは運賃補助、こうしたものが前提になって非常に相場の変動の激しいコーンとのコスト競争力を試算しているわけですが、こういう組み立てというのは長年、補助金と政策でもって競争力が弱体化をするという難題を抱えてきた米をはじめ農業について、まさに今、政策転換をしようとしているときに、全く同質の問題を抱えてしまうことになるのではないかという気が私はいたしました。食料自給の向上とか、あるいは食料安保というようなことを念頭に置いて農地維持をするということであれば、必ずしもこういう方法ではなくて、よりコストのかからない効率的な方策というのがあれこれあり得るのではないかと思います。

それから、代替原料のコーンとの比較で、もみ殻付きの飼料用米というのが、吸収率も含めてどういう栄養価の比較分析ができるのか、この辺もまだお留守のような気がいたしました。

大きい2点目ではありますが、今ご説明いただいた食料の安定供給の部分について、基本計画のこれからの組み立てについて少し述べたいと思います。

再三これまでも議論されているとおり、日本国民の食料というのは約4割の国内での自給と、それから6割の輸入区分から確保されるということが大きな数字ではありますが、当然、4割部分を何とか増やしていこうというふうにはいろいろな努力が要るわけです。そういう意味も含めまして、今後議論すべき課題リストの大半が、この前者の4割の部分について行われていて、6割の後者部分にかかわる部分というのは、ざっと見たところわずかに1の(5)のみであると思います。

今の世界状況を考えると、人口が増えて食料自給の比較をする、あるいは食肉需要が増

えるということは、穀物需要はそれを上回ってくるということであり、気候変動に伴って頻発する世界の農産地の不作、あるいはお金の方からいけば余剰資金の穀物市場への流入、それによって価格高騰がしばしば起きておりますけれども、こういうことを考えますと、食資源の争奪というのが必ずしも不測の事態だけではなくて、常態化をしつつあるわけでありまして、そのための検討課題というのを短期、中期に分けてもう少し安全性、経済性、技術評価、それに伴う技術研究テーマという、そういう観点からもう少し6割部分についてもしっかりと検討していくべきではないかというのが大きい2点目であります。

それから3点目であります、食品の安全と消費者の信頼性に関してですが、これについては、国全体として地方行政なりいろいろなプレーヤーを全部含めて、できるだけダブルスタンダードを改良するという努力をすべきだろうと思います。一番典型的なのは、この間の原発の関連でもって食品中の放射能問題がありました。あれについてあれだけ国、行政が専門家の科学的な合理性を積み上げながら基準値をつくったわけでありまして、すぐその後から地方行政側、あるいはいろいろなプレーヤーから別の基準が出ました。こういうものが増えれば増えるほど消費者は一体どれがいいのだろうかというようなことになるわけでありまして、より不安を増幅するわけでありまして、そういう意味で、ダブルスタンダードを回避するような努力、つまり国、行政がそうした基準をつくる際には、地方行政あるいは関連の業者とメディア、そういったところへの浸透も含めて連動しながらしっかりと国全体に浸透させていくということが極めて必要ではないかと思っております。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○三石委員 今回の部会は1年間の長い期間にわたる中で大事な節目になっていると思います。皆さん同じように感じられていると思います。そこで、後半を進めていくに当たって、例えば今までのことを一言で言ったらどうなるのかという形で考えてみました。すると、農業・食料・農村をめぐる社会の諸々の変化に対し、組織と個人と、それからこれまでの無意識に人口増を前提としていたいろいろな制度、これにどう対応していくのか、ここに尽きるのではないかと思います。要は、社会の変化に対して組織や個人、制度がどう対応していくのか。ここが一番の肝で、その次の段階としては、その対応策として、時間軸、つまりタイムフレームをどの程度持つのかということと、地理軸、地域的にどこまで考えるのか、この2つが大事になってきます。

時間軸に関しては、基本法の15条7号で、おおむね5年ごととしっかり規定されていま

すので、基本はやはり5年です。ただ、第1回の部会で、たしか生源寺委員が言われたように、少し今回は先を見ておいたほうが良い。トレンドが大きく変わるので、10年から15年ぐらい先まである程度見たほうが良いという点、これは頭の中に入れておかなければいけないと思います。

地理軸に関しても、国内の食料・農業・農村だけではなく、当然グローバル化が進展している。それから農産物の輸出、国際交渉、様々なことがあるので、これまでよりは多分地理軸を広げて考える必要がある。これはウエートの問題ですね。この2つを縦軸と横軸に据え、では、我々はどういう方向に行くのかということを考えなければいけないと思います。

国内に関して言うならば、人口減少は確かですが、例えば5年ということ考えた場合、ほとんど変わりません。ですから、一番避けなければいけないのは、人口減少は事実であっても、あまりにも急速に減るのではないかと右往左往してもおかしくなってしまう。例えば今まで出された資料だと、2025年でもまだ人口は1億2,100万人います。その場合、地域によって減少するところはあるけれども、全体としては今までのシステムをどう大きなトレンド展開に対応させていくかということをややはり考えるべきだと思います。

それから最後に、計画をつくる時にやはり大事な点として、先ほど山内委員が言われた国民の意見を聞く機会、これはもちろん大事だと思います。それともう一つは、何かしらの期待が持てなければいけないという点です。抽象的な言葉で申しわけないですが、例えば活力ある農山漁村、このビジョンは、やはりこれを聞いてわくわくするような、これだったらおもしろそうだな、これだったら何かやってみたいと思われる期待、言うのは簡単で書くのは難しいと思います。ただ、やはり誰もがそういうものを期待している。その期待とともに大きなトレンドが変化する中で、いかに構造を変換していくかだと思います。ただ、5年というのはあまりにも長いようで短い。そうなったら、そのための布石をどう打つか、さらに、その次の5年の計画に向けてどういう布石を打っていくのかという、そのあたりの物の考え方、意識を共有した上で多分次の数回の議論をしていく必要があります。あまりにも個別の議論だけに入ってしまうと全体を見失う可能性があります。現在、我々は、恐らく日本の総人口の上でも、基本計画の上でも、すごく大きな折返点に現在来ているので、この先10年、20年、30年を見越しながらも、目の前のことをどう処理していくのかという、この結構難しいことを充実させていく大事な節目にいるというのが今日の今後の議論、施策の論点に関する資料を見させていただいての私の感想です。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今4名の方からご意見をいただきましたので、事務局より少しご返答いただきたいと思っています。

○消費・安全局長 ただいま各論の話で申し訳ありませんけれども、安全のところでは山口委員の方から、ダブルスタンダードにならないようにというご指摘ございました。それも全くご指摘のとおりでございます。基準がいっぱいあって、国民の皆さんが何だかよく分からんというのは、国民にとっても、それから生産者にとっても事業者にとっても、決していいことではないというふうに考えております。ただ、例示に挙げましたのが原発事故の放射線のと看などに起きた現象を主に言っておられると思います。当時様々な国民の不安、それから科学者がいろいろデータを示しても、なかなかそれがすんと胸に落ちないというような状況があったりして、一定水準でオーケーですよということになっていても、少なれば少ない方がいいんじゃないか、ゼロにはならないのかということもあって、じゃ、そういうのを売りにしようというビジネスも当然出てきたりということもございました。今、次第にそういうのは落ち着きつつあると思いますけれども、この種の現象は放射能だけじゃなくて、他にも化学物質だとか様々なことで今後起こり得ることだろうというふうに思います。厚生労働省が主にこういったところを担当しておりますが、農水省としてもしっかり協力をして、混乱が生じないように、そしてできるだけ科学に基づいた議論ができるように、消費者とかあるいは国民全体に対するコミュニケーションをしっかりとっていくということが大変重要なことだというふうに考えております。

○生産局総務課長 生産局でございます。私の方から、飼料用米についてのご指摘を2点いただいたので、1点目については私の方からお答えさせていただきたいと思ひます。

ご存じのとおり、現在、食生活変化の中で、食用米の消費量が非常に減っているという状況がございます。そういう中で、貴重な生産装置である水田の有効活用を図る観点から、飼料用米あるいは加工用米といった多様な米の生産振興を図る、あるいは多くを、特に海外からの輸入に依存しておりますエサもそうでございますし、あるいは小麦、大豆、これについては、国内需要がありながら輸入に依存している品目について作付を拡大するという政策、これは国としても取組を、農水省として取り組んでいるというところでございます。

そういった観点、水田という装置をフル活用する、さらに自給率の向上につなげていく

という観点から、現在、水田活用の直接支払交付金という仕組み、これを導入しているところがございます。具体的には、これは水田で麦、大豆、飼料用米等の作物を生産した場合に、これは基本的に単価といたしましては、食用米との所得差が生じないようにするというを基本にして単価を設定したということになっております。ご指摘ありましており、農地の維持、水田のフル活用というものを図っているにしても、なるべくコストがかからない方法で進めていくべきではないかというご指摘をいただいたわけでございます。そういった点の認識につきましては、私どもとしても認証をしているところがございます。

そういう点で、今、エサ用、飼料用米のことにつきましては、現地の方でもお話しはあったかと思いますが、なおいわゆる生産コストの削減というのを図っていくことが必要ではないかというふうに認識をしております。そのために、例えば今、このエサ米、飼料用米と申しましても、食用と同じ品種が基本的に栽培をされている地域が多い。これを、例えば多収性の専用品種の割合を拡大していく、あるいは栃木県の方でも取組をされていたかと思いますが、いわゆる直播などを含めた省力的な栽培技術を導入していく。さらに、生産の体系としましても、農地集積・集約化を図った中での生産体制をつくっていくというようなこと、こういったことでコスト削減を進めていくことが将来的になるべくコストのかからない、財政負担がかからない、限りなく財政負担をかけないで対応できるような支援の在り方ということにつながっていくのではないかとということで、私どもといたしましても現在取り組んでいるというところがございます。

それからもう一点目の、いわゆるトウモロコシ等との比較でございますが、いわゆる実際の検証等についてはまた担当部局からお答えをすることになりますが、基本的に畜産的観点から申しますと、トウモロコシと飼料用米というのにつきましては、同等の栄養価がある。ただ、今ご指摘ありました吸収率等につきましては、牛に与える場合と、それから鶏に与える場合といった点についていろいろ違いがあるということでは事実でございます。そういった点、いわゆる破碎をするだとか、そういった形での給餌の仕方等につきましても今現在いろいろ検証も含め検討を進めているという状況でございます。

○中嶋部会長 すみません、次官が途中退席されるということで少しご発言いただきたいと思っております。

○事務次官 いろいろとご意見ありがとうございます。

その中で、萬歳委員から、団体の再編の問題についてのスケジュールという観点でご意見を頂戴したわけですが、私どもとしては、この団体再編整備ということ自体が、農業生

産の推進との関係でどういったパフォーマンスをいただけたらいいのかというようなこと
でご議論させていただきたいと思っておりますので、そういった意味では、例えば農業委
員会なり、さらにはJ A、例えば農地の利用集積だとか担い手政策というところの絡みで
どういった役割を果たしていただくのか、それにふさわしいいろいろな議論というものは
政策との関係でどうなのかというような観点でいいますと、いずれかの時期にご議論いた
だかなきゃいかんだろうと思っております。ただ一方、萬歳委員の方では、系統での
改革議論というのをやっているんだということがございますので、これはこれで当然取り
まとめられて大体の方向性をまとめられた時点で、当然この企画部会でもご紹介の機会を
設けさせていただいて、そこはそこでまたご議論を頂戴するような場があってもいいんだ
と思うんです。当然そういったような意味合いでこういった設定にしておりますので、こ
の日だけで何か議論が尽きるだとかということではなくて、設定をさせていただければな
というふうに思っております。当然、資料の整理とか何かでこれは前後したりいろいろし
ますので、そこら辺はよく検討でのご議論の様子も伺いながら、また当然そういった場を
設定してご紹介もいただくということは私の方からも設定するよということ指示を
いたしますので、ご理解いただければというふうに思っております。

それから、山口委員から飼料用米の話は今、担当の方からもお話ししましたがけれども、
私どもとしては、例えば、国際交渉との関係で国内施策がどうあるべきかといったような
こととの関係で少しだけ補充をさせていただきますと、やはり世界の農政の潮流というも
のも意識しなきゃいかんところもあるわけでありまして。例えばアメリカはアメリカで、農
業法という法律に基づいて国内施策を打っております。それからE Uにおいては、共通農
業生産と言われるC A Pと言われるものの中で政策を打っている。これがかなり国境とい
うものをかなり意識しながら、要は、国境で残れないものは、場合によっては、国内施策
ということかなり財政も依存してというか、財政も発動しながら守っていくという姿勢
の政策がございます。それによって価格が高くない、けれども、財政支援を直接的に行う
といったような直接支払といったような施策も世界の潮流としても行っている部分がか
なりあるということもございます。そういった中で、我々としてもやはり直接支払的なもの
を、ただ、効率的な展開ということも当然加味しながら、どう今後打っていくかというの
が大きな課題でございますし、その中の一つが水田農業をどう支えるかということにつ
いても、そういった直接支払的な施策をどういう観点で打っていくかということの大きな課
題があるというふうに我々は認識しております。当然、今日ご指摘の意見も聞かせていた

だきながら、私どもとして国民としてやはり農業をどう支えるかということをご議論いただきながら、我々の施策に反映させていきたいというふうに思っています。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○政策課長 山口委員から3点ご指摘、ご意見をいただきました。

これまでやってきた検証結果を踏まえての現行基本計画の評価や反省、取りまとめ、総括を行うべきではないかといったお話と、基本計画の構成としては4番の施策を総合的にかつ計画的に推進するために必要な事項についても指定していくべきではないかということにつきましては、私どものこれまでの考えでは、年明けから計画の案文をご議論いただくつもりでスケジュールを考えておるわけございまして、その中で必要な評価とか反省についても示しながらご議論いただくということにしたいと考えていたところでありまして、今後、山口委員のご指摘を踏まえてどういう工夫ができるのかというところはまた考えさせていただきます。

それから、広く国民の意見を聞く場を設定するということをご意見をいただきました。これは以前もご意見をいただいていたしまして、パブコメという形でご意見の募集をしておるところですけれども、実務的ないろいろな制約もあってなかなかこれがいいのでもないかというアイデアも出てきていないのですけれども、さらに検討してみたいと思います。

それから、三石委員から、今後の基本計画の考え方を深めていく上での視点についてのご意見をいただきました。私ども、10年を見通しながら5年の計画をつくるというのが基本パターンですけれども、より広いタイムスパン、それから地理的にもより広い射程を考えながら今後検討を進めていきたいと思っております。

○技術会議事務局長

山口委員から、飼料用米の栄養面に関して、吸収率というお話がありました。これまで各地域に合った多収性の飼料用米の開発を行っておりますが、それと並行して給与方法についても研究を行っております。牛には4割、豚で5割程度、鶏で3割から6割程度、飼料の中に飼料用米を使えるということは分かっておりまして、トウモロコシを給与しなくても飼料用米だけで十分に栄養摂取は可能だ、飼育が可能だということが分かっております。

それから、畜産物の高付加価値化にもつながるといようなことも一部分かっています。例えば、豚肉では風味がよくなるオレイン酸が増加するといような研究成果もございま

す。これからもこのような積極的なメリットを含めて研究開発に取り組んでいきたいと思
います。

以上でございます。

○食料安全保障課 食品安全保障課の川合でございます。

山口委員から自給率について国内4割、6割の中で、6割の議論が少ないのではないか
という、こういうご指摘をいただいたところでございます。

次回の企画部会で食料の安定供給の確保に関する施策の第2弾といたしまして、総合的
な食料安全保障の確立というテーマでご議論いただければと思っております。その中でか
なりの部分、海外における輸入というものに対してどういうリスクがあるのか、こちらは
国内のリスクについての分析もさせていただきますけれども、そういったリスクの洗い出
しとその評価、分析、あるいは国内あるいは国外で不測の事態が起こった場合の対応手順
というものについて、今後の作業の進め方も含めてご議論をいただければというふう
に思っている次第でございますので、ご紹介をさせていただきます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、それ以外の委員から何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうござい
ますか。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、それ以外の委員から何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうござい
ますか。

○松本委員 二、三発言をしたいと思います。

大所高所のお話があるかと思いますが、私からは、今日お話がありました食料の安全評
価に関する施策、特に出された資料がありますので、そのあたりを二、三ご意見を申し上
げたいと思います。

1つは、食品の安全と消費者の信頼の確保という観点で、食品表示というのは大変これ
からも重要なファクターになってくることは確かだと思います。そういう中で、とりわけ
農業経営者といいますか農業者は確かに大変不得手な施策の部分でありますので、ここ
のところは6次化の推進とかそういう観点を念頭に置いても、かなり丁寧に知識普及とい
いますか、このことの対応を誤ると、確かに経営が頓挫するといえますか、そういう時代
ありますから、かなり丁寧な手を打っていただきたいというふうなお願いです。

それから2つ目の食育の推進と消費拡大という観点ですけれども、いろいろな手を、あ

るいは対策、施策を打っておられますけれども、具体的にひとつお願いしますと、文科省の所管かもしれませんが、地産地消とか学校給食の観点があるんですけれども、学校教育の場において、伝統料理の調理実習とか、そういう世界を、知恵を出してみたらどうかというようなお願いです。

それから3つ目が、国際交渉への対応状況です。TPPとかEPAとかWTOのご報告いただきましたけれども、このTPP問題、アメリカに行かれて大変精力的な交渉をいただいているわけですが、農業現場では、やはり情報がなかなか少ないとかそういうこともありまして、大変不安感があるんですね。これは大変中核的な有能な農業経営者の中においてもそういうマインドでありまして、なかなか将来としては投資に打って出るといいますか、そういうことができないんですね。こういう話をよくきくんですね。なものですから、国と国との交渉の問題ですからなかなか難しいんでしょうけれども、農林省としてできるだけ現場の農業を支えていかれるような方々に何とかそういう要らぬ不安を拭くとか、そういうような何かしらを出してもらわなきゃいかんと思います。中には残念な形で見切りをつけるような方もいるので、そういうところをお願いしておきます。

それからもう一つ、今後の日程に絡んで、次官から団体の再編につきまして、いつでもこの場でご議論していただく、こういうようなお話でありましたので、それでいいと思うんですけれども、この日程といたしますと、私どものところに関係することでは、例えば、農政の全体の施策の枠組みは今、政府内でも検討が進んでいる。例えば農地の転用権限の国と地方の権限の在り方、これは地方分権でただいま大きな議論になっているというふうにお聞きしていますけれども、そういう一つの結論は、スケジュール的には12月ごろが一つのめどになるんじゃないかなというふうにお聞きしております。そういう大きな舵取りの方向がその辺りにありますと、それによって、その後の私どもの方の組織のあり方が大きく変わるんだろうというふうにも推測できるんですね。だから、そういう点で、なかなか難しい問題でありますけれども、よくよくそういうところを議論するに当たりまして、そういう大きな流れを国政としてどういう路線を引かれるのかということを見通した中で議論をいただかないと、とんちんかんな話になっちゃうということもありますので、そういう面でひとつよろしくご指導賜りたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。4点いただきましたが、初めの3点については、後半部分のところでは使わせていただきたいと思います。最後の部分については全体日程に

かかわるということで承りたいと思います。

○市川委員 現地調査の感想と、それから意見を3点述べたいと思います。

今年7月の現地調査に参加させていただきました。消費者は、いわゆる生産のところから自分のテーブル、食卓までかなり距離があると言われております。そういう中で、農産物の生産をされている現場にいらっしゃる農家の方々と実際にお話をさせていただく機会を得たということは大変ありがたいと思えました。今までそういう農業の現場というのをあまり知らずに文字面なり、あるいはテレビとかの映像だけで判断していたようなところもありますので、現場の方々の声を聞くことによって、これから自分の考え方というあたりにも多少なりともいい意味で影響をいただいたなという思いを得ております。このような現地調査というのは本当に必要なんだなと改めて感じたところです。

次に、今後の施策の論点ということで、資料5について3点意見を述べさせていただきます。

まず、1の食料の安定供給の確保に関する施策のところでは、

この食品の安全と消費者の信頼の確保のところでは、表示の話が出てまいります。表示については、農林水産省においては、原料原産地表示について拡大の順次検討というような表現もされます。資料の6-1を見ると、実行可能性を確保しつつというただし書きをきちんと入れていただいているということで、冷静な議論なりがきちんとできるのではないかと考えているところです。加工食品の原料原産地表示につきましては、本当に根本的なところに立ち返ってきちんと進めるなり議論するなりということをしていただきたいということを改めてお願いをしたいと思っております。

それからJAS規格について。JAS規格についても、大変利用されているJAS規格と、ほとんど活用されていないものといろいろあるとされているところです。このような中で新たな規格をつくっていかれるという方向も示されているのかなと思っております。特に機能性表示の辺りにつきましては、これから消費者庁の機能性表示制度とも絡めて、本当に消費者のためになるものをきちんとつくっていただきたいという思いでいます。まだまだどういうものについてか、具体的に本当に消費者の役に立つのかというところをまだ見えにくいような状況にあると思っておりますので、新たなJAS規格と機能性表示制度について、要は、消費者が混乱しないように、そして消費者利益にちゃんと資するような制度というものを考えていただきたいなと思っております。

2点目です。食育の推進と国産農産物の消費拡大。

これ、このところで申し上げていいのかよく分からないのですが。消費者として国産農産物をどんどん食べていきたいという思いはあります。おいしいものをどんどんつくっていただきたいです。と同時に、海外ならではのおいしい果物であったり、農産品というものもきちんと手に入れたいという思いがあります。そういう消費者の思いというものがこの資料の中では読み取ることができませんでしたので、要は、規格基準が合わないから輸入できずに食べられない熱帯果実であるとか、そういうものについて、これからの方針をお示しいただければありがたいと感じました。

それから3点目です。3点目は、環境問題に関する辺りです。農業においても省エネという視点をこれからもっと入れていただきたいという思いがあります。

資料5の4ページの最初のパラグラフに、省エネ型の技術の導入というふういきちんと書き込まれておりますが、省エネ型の技術の導入だけでなく、様々な分野においても積極的に低炭素、それから省エネというところをしっかりと取り組むという姿勢をもう少し明確に書き込んでいただけたらと思いました。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。今の3点の1番目と2番目については後半部分でまた取り扱わせていただきます。3については、後の議論でございますので、事務局の方ではこれは控えておいていただきまして、検討の際には反映させていただければというふうに思います。

○小泉委員 いくつかまとめてお話、ご要望を。

私は福島県の出身で、いわきというところの出身です。福島県の方から私は、福島県農業総合アドバイザーというのを委嘱されまして長くやってきたわけですがけれども、一番大きな問題は、今、福島県が風評被害、特に食の安全の問題ですね、そこでみんな本当にまわっているというのが現状なんです。やはり私どもから見ても安全性が非常に高いんですね、今は、福島もものすごくいいデータ出ているんですよ。それなのにまだだめ。これが非常にジレンマを感じるわけですがけれども、私がひとつ不足していると思っているのは、PRが足りないんじゃないかなと思うんですよ。テレビなり新聞なり、もっと国が主導して、福島県の農産物は安全なんだということを徹底して、毎日毎日マスメディアに訴えて、それが一般化するような、そういうようなものが足りないんじゃないかなという感じがするんですね。それが1つです。

それから、今後の施策の論点ということで、和食の推進という、食育というのは非常に

関係しているわけですがけれども、そこで見てみると、確かに私も去年まで和食の世界遺産のユネスコの委員をしまして、とにかく和食がユネスコに採択されたのはいいんですけども、国民自体が和食が希薄になっているというのが現状です。ここにもそう書いてあります。考えてみますと、和食のよさ、だから和食なんだということを国民に訴える理論武装的なもの、理論ができていないんじゃないかという感じがするんですね。

例えば私が思うに、和食をいっぱい食べていた30年、40年ぐらい前までは本当に生活習慣病なんて少なかったというのは統計上出ているわけです。ところが、この和食をどんどん食べなくなってきて、今になってみたら、国民の医療費が年間40兆円というものすごいお金が出ているわけです。この和食を食べたときという、今の医療費の増加が、これは法令化されたためにいろいろな医療事務がかかっているかもしれないですけども、その因果関係ですね、和食がこれだけ食べられていたときは、これだけ国民は健康だったんだという、その因果関係をはっきり示す必要があるんじゃないかということが1つと、それから、民族と食というのは遺伝子的に考えないといけないんですよ、これは非常に重要なんですよ、DNAというのは。だから、モンゴロイドの食事をしているのと、そこに急激にアングロサクソンの食事が入ってきたら、これは心も体もおかしくなるというのは当然なんですね。それはなぜかといったら、DNAというのは進化しているもので、生活環境に即して体ができ、心ができてくるわけです。そのことについてはいろいろなことを私も文献を調べたりいろいろなことをしているんですけども、やはりこれ、本当に和食が日本人にとって遺伝的にもいいものだということをもっと推進するようなデータを国主導でやっていただくと、和食を国民に説得することができる、そういう理論武装がちょっと少ないんじゃないかと思うんですね。

それから、長野県が今、長寿ナンバーワンなんですよ。私自身がいろいろと和食から検証を始めると、やはり和食の7つの食材を一番食べているのが長野県なんですね。もともと長野県は、昔は塩分が多かったというので、その減塩運動をやったということも当然なんですけども、その結果残ってきたのは、和食の推進ということをやったわけじゃないんだけど、和食の食材の中心である1つは、土のかかるもの、根茎ですね、レンコンだとかイモだとかダイコンだとかゴボウだとか、それも非常に食べられている。それから果物を食べている。それから野菜、菜っ葉類を非常によく食べている。豆を食べている。それから山菜を食べている。大豆も食べている。とにかくそういう非常に日本型の食文化を学んで強くやっているということも一つの、それに対して全く逆なのが沖縄県なんです

ね。沖縄県は男性が今全国都道府県別平均寿命ランキングで40位です、今。これは厚生労働省が発表して数字が出ていますから間違いありません。女性もどんどん下がっています。調べてみると、私、琉球大学の教授もしているから、先週も琉球大行って調べてみましたが、やはり沖縄県というのは県民1人当たりの47都道府県で肉の消費量が圧倒的に多い。その反面、野菜の消費量が全国で一番低いんですよ。だから、そういう関係をもっと検証して、それらの関係を、やはり和食というのは日本人が一番いいんだということを訴えることが国民に教えてやるのが一番説得力があるような感じしますね。そして和食を推進して、自分でそんなことやりますと、実は地産地消もどんどん増えてくるんですよ。ですから、農業の力がとても増えていく。これをひとつ考えていただくこと。

それからあと自給率の問題で、1968年に日本の自給率は78%だったんですよ。それが今、カロリーベースですけど39%。ところが、イギリスでは1968年に42%だった。今は74%なんです。ここの差が一体どこでこういうことに技術がなったのか、私自身はある程度検証してきて、それを本に書いていますけども、その件ですね。

フランスは常に100%と予告しているのは、どのようなこと。ドゴール大統領が大変なことを昔言った。食料自給率100%ない国は独立国ではないなんて強烈なことを言ったわけですけども、それはそれとして、とにかくフランスは常に自給率は高い。一体何だろうということ、いま少し我々日本はそういうものを外国の成功した例を検証しながら、少しでもそういうものを参考として日本の農村を改革していくという、そういう方向に持っていく必要があるんじゃないかなと思います。

先ほどの和食の方でちょっと言い忘れたんですけども、早いときから和食を食べさせることです。小さいときから和食を食べさせると、和食のおいしさ、和食のすばらしさを覚えたら、生涯覚えますよ。だから、そういうのを含めて先ほどの生活習慣病と和食との関係、それからDNAの関係、こういうものも政府主導で研究していただければ大変ありがたいなと思いますし、そういうものはできれば農林水産省政策研究所というのがありますから、そういうところとの私、客員研究員もさせていただいていますので、そういうところでもどんどん研究していただければありがたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。これも後のご議論に資するご意見だと思います。

全体の枠組みをまずご確認させていただいた上で少し各論に入りたいと思うんですけども、生源寺委員、そういう観点からご発言いただけますでしょうか。

○生源寺委員 2つほど申し上げたいと思います。

1つは、三石委員のご発言の中にもあったんですが、重なるんですけども、やはり前回の基本計画あるいは前々回の基本計画から世の中で何が変わったかということを中心にきちんと見きわめるとのことだと思えます。国内では、これはご承知のとおり超高齢化社会ということでもありますし、2008年が人口減少の起点になったということも間違いありません。

それから、WTOの協定ができたころには、どちらかという過剰の中で国際的ないろいろな関係が形成されていった面がありますけれども、今年は大豊作になりそうだという情報がありますけれども、しかし、大きなトレンドとしては不足の状況、希少に転じたというふうに言っていると思えます。あるいはアジア、東アジア、東南アジアという形で順調に経済の成長が進んでいくことは期待されているという、こういうこともあるわけです。

一方、近隣の諸国との間には多少ぎくしゃくした関係も出てくるという、こういう状況もあるわけですね。

前段の部会の議論の進め方については、1年や2年でころころ変わるようなはやりすたりの問題ではなく、やはり中長期的なトレンドを見きわめた上で、その対処の仕方を提示していくということが大事だと思いますし、後段の国際的な視野という点でいいますと、これ多分、次回のテーマだと思いますけれども、例えば、食料自給率とか食料安全保障という話になりますと、どうしても内向きの議論になっていく面があるわけですね。ですけれども、私の見立てでは、アジアには国が日本と同じ食料・農業の構造になりつつある国が結構あるんだろうと思うんですね。そういう中で、いわば仲間になるといいなと思われる国々が多いということと、それと先ほどちょっと言いましたけれども、ぎくしゃくしているという面もあるわけですね。こういう中で国際的にも納得ができるような形で食の安全保障なり、あるいは国内の自給の問題というものを提示していくようなことが大事。これは一つの例であって、国際的な視点というものをきちんと踏まえていただくということでもあります。

もう一点ですけれども、なかなか難しいんですけども、基本計画、これは政府として非常に重いものがあるわけですね。基本計画は、仕立てからして基本法の条文構成をベースにつくり上げるということになっているわけです。それはそれで間違いありません。ただ、一方で、実際に非常に大きないろいろな意味での影響のある政策の動きというのがあるわけですね。あるいはその時々政府によって提示される農政あるいは食料政策の在り方についての議論があるわけです。これに触れることがないとすると、極端に言います

と、この部会あるいは審議会としての議論というものが何となく抽象的といいますか、あるいは形式的な議論に終わってしまって、実際の農業政策とか食料政策を議論する力に欠けるのではないかということにもなりかねないと思うんです。

ちょっと抽象的なことを申し上げましたけれども、例えば、今日の資料5のたしか3ページだったと思いますけれども、米政策改革の着実な推進とありました。これも確かに大問題なわけですね。ところが、この問題をこの中で議論することは難しい面があるわけですね。ある意味では当然で、食料の安全供給の問題でもあり、農業の構造政策の問題でもあり、あるいは農業団体の問題でもあるということなんですね。ただ、これほどの大きな問題でありますから、今申し上げたような基本法の組み立ての観点からこの問題をどう考えるのかというようなことをやはり議論していかなきゃなというふうに思います。

あるいは、この資料4で農業・農村の所得倍増に向けた対応方向、これは最近の政府の取組でありますけれども、これが基本計画の仕立てからして、どういう格好で扱う必要があるのか、あるいは扱う必要がないのかどうか、あるいはフィットするかどうかという、こういう議論はやはりきちんとしておく必要があると思います。非常に細かなことまでこの部会あるいは審議会で議論する必要はないかと思います。それは政府、内閣の裁量のもとでやるべきことはいろいろあると思いますけれども、非常に大きな、特に日本の農業の方向を変えかねないようなこういう問題については、やはりこの会としても議論しておく必要があるのではないかということを感じた次第です。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他に枠組み、それから大きな検討事項についての何かご意見ございますか。よろしゅうございますでしょうか。

予定よりも前半部分の議論が長くなってしまったんですが、取りあえず資料2でご提案いただいた今後の企画部会の進め方、それから資料4、5で示された検討事項、ここについては大筋皆さんにご確認いただいたのではないかとこのように思っております。

めり張りの付け方、それからこの日程でいいかどうかということについて、それから、個々に意見を聞くかどうかの進め方についての様々な意見、ご提案をいただいたと思っております。これから事務局の方で整理をしてご対応いただければと思います。また議論の状況に応じての変更というのものもあるかと思っておりますので、それについては皆様にお諮りして修正をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、後半部分といっても、あと1時間なんですけれども、議題3に関する資料6についてご議論いただきたいと思います。

資料6-1「食品の安全と消費者の信頼の確保」、資料6-2「食育の推進と国産農産物の消費拡大」、そして資料6-3「国際交渉への対応」についてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。既に何人かの委員の方からはいくつかの指摘をいただいております。

○山内委員 食品の安全のところでは1点と、食育について1点申し上げます。

食品の安全のところでは、資料6-1の2ページに、食品防御の点が出ております。報告書もまとめておられますけれども、今後の方向としては、対策を広く周知するだけでは不足かと思っておりますので、業界を挙げての取組などがさらに進むよう農林水産省としても関与をお願いしたいというふうに思います。もちろん今回の件を見ましても、1つのメーカーですけれども、多数の小売業が関わっていたというところで、そういった複数の事業者にもたがう情報共有などができれば、より早く発見するという可能性もございますので、こういったことはそれぞれの努力ではなかなか限界がございますので、業界を挙げてやれるような取組を応援することをもう少し力を入れて農林水産省として力を入れていただけないかと思っております。これは1点です。

もう一点は食育の問題です。

今お話もいくつかございましたが、食育の根本的な目的は、国民一人一人が健全な食生活を営める力をつけるということにあると思っております。そういった点で、今回の施策のところでもっと強化して考えるべき点があるかと思っております。1つは、来年から厚生労働省の方で食事の摂取目標が変わりまして、食塩の摂取目標が大幅に引き下げになります。生活習慣病予防、胃がんとか骨粗鬆症の予防にも大きく効果があるという減塩の問題を具体的に取組まなければならないわけですけれども、こういった実際に役に立つ方向に向けて食育の取組をどんなにか工夫して進めることができないかと、そういったことが直接医療費の削減などにも大きく貢献することになりますので、ご検討いただきたいと思っております。

併せまして、農林水産省でやる食育としては、やはり食品の安全の視点で、とりわけ次世代を担う子供たち、若者が食品のリスクをどう考えるのかというようなことについては、なかなか私自身も学校教育で学んできたわけではなく、科学の発展の中で様々整理されておりますけれども、これからの子供たちには、リスクを考える、評価するというようなことも含めて教育の視点が必要ではないかと思っております。

もう一点は、福祉と地域とを考える食育の視点でございます。

これも来年から厚生労働省の方で地域包括ケアシステムの推進、それから生活困窮者自立支援制度というのができていきますけれども、高齢者がひとり暮らしの方が増えますので、1人ではなく地域の中で安心して一緒に食べることで支え合っているというような状態をつくる上でも、食育の持つ役割は大きくあると思います。

また、今、子供の貧困も非常に広がっておりまして、6人に1人が相対的貧困状況だというふうに言われています。子供の食、例えば夏休みを終えたときにやせてしまう子供がいるというふうに言われております。学校給食がないので、その期間なかなか十分な食事がとれなくて、そういった傾向があるというふうなことも報道されておりますが、国民として無視できない困窮の問題があるかと思えます。こういったところにも食育を通じて、地域の中で支える、1家族だけでなく、支え合う食の取組を考えることとして重要かとも思います。

この取組の中で和食の問題が書かれています。和食の持つ意味も大変理解できますけれども、今申し上げたような喫緊の非常に多くの人にかかわる課題がありますので、それに比べると和食は過重に課題化され過ぎているのではないかという印象を私は持っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

その他に。

○藤井（千）委員 食育の推進と国産農産物の消費拡大について意見を述べたいと思います。

資料6-2の中で、問題が2つあると私は思います。1つは、日本型食生活、これはご飯を主食として魚や野菜、海草などをバランスよく組み合わせた食生活と定義されています。それともう一つ、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食も新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重などと定義されているが、この2つが同じなのか、違うのか。違うとしたら、どこが違うのかというのが非常に分かりにくい。

それともう一点が、国産農産物の消費拡大について、政府と民間事業者などが一体となった国民運動を推進すると書かれていますけれども、これまでもかなり取り組んできていて、それでなおかつ、なかなか目覚ましい成果が上がっていないのではないかということ

を感じています。

その2点を踏まえて提案をしたいと思います。

日本型食生活、非常に分かりにくいと思うんですね。そこで、例えば、健康・長寿の食生活というふうに日本型食生活を変えて、国民運動として展開することによって国民に、みんなやはり国民は健康で長寿を願っているわけですから、アピールするのではないかと思います。

その消費拡大というのは、食生活の結果なんですよ。食生活がいろいろあって、突然、消費拡大があるわけではないので、やはり食生活、例えば健康・長寿の食生活みたいな、そういうところでアピールして、その結果として地産地消であったり、国産農産物の消費拡大であったりということ消費拡大につながっていくのではないかなと思います。

それと、例えばご飯食を浸透させるのに、この資料を見ますと、20代や40代の単身単独世帯というのがほとんどご飯中心の食事があまりとれていないということが出ていますよね。そういう人をターゲットに、ご飯食を浸透させるような政策というか取組とか運動をやったらどうでしょう。中学校が1993年から、高校は94年から男子も女子と同じ内容で家庭科を学び出しているの、35歳前後から下の世代は食が大事だと、バランスのいい食生活はこういうものだということを学んできているわけです。にもかかわらず、その世代の人たちが、ご飯食を中心としたバランスのいい食生活ができていないことが分かっているわけだから、なぜなのかを分析して、その人たちが取り組めるような健康・長寿の食生活というのをアピールしていったら、より広がっていくのではないかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○香高委員 今、藤井委員からもご意見が出ましたけれども、日本型食生活について分かりにくいというのは私もかねてからすごく同感で、いろいろどうということなんだということを申し上げた上で、今回いただいた資料7-2の4ページにも非常に詳しくこういうものということブレックダウンしていただいたことには非常に感謝しております。ただ、まだ日本型食生活というものを政策の一つのキーワードとして走っていくことに対しては、私も非常にまだ強い疑問を持っております。

今回大きな転換期ということで、先ほどから皆さん基本計画をつくる上で基本的な考え方を共有しているかと思うんですけれども、食育に関しても是非長く使われてきた日本型食生活という言葉ができるだけ全面に出さないような工夫、できれば前例踏襲から脱却し

ていただきたいなということを強く希望します。

それというのも今日の資料にもありますように、実践する人の割合というのが、どんなに普及活動を推し進めても下がっているというこの現状というのは何か政策的なアプローチに誤りがあるというふうに考えてもいいのではないかなというふうに考えます。

その中で1つ疑問にずっと思っていたのは、そもそも日本型食生活というのは、国産農産物あるいは米を食べてもらうための一つの手段としてのアプローチのやり方で、最終目的が国産の消費拡大なのか、あるいは日本型食生活そのものが目的なのかというのが非常にアプローチの中ではあいまいになっているような感じがします。二兎を追っているのであれば、その両方だということを計画にした上で、この今後の論点についてというところでも何となく併記して日本型食生活の普及と消費拡大というのが書かれていますけど、これがどっちなんだろう、何なんだということをもうちょっと明確に整理をすることによって、先ほど藤井委員がおっしゃったみたいにターゲットなりが明確になって、もう少し効果が出るのではないかなというふうに思います。

それから、普及という言葉も使っておりますけれども、これはそれこそ昭和55年くらいするとき、まだ食料とか、あるいは戦後すぐにまだ食料が十分に国民に栄養あるものが行き渡っていないときには、こういったやり方というのは、普及という言葉でよかったかと思うんですが、もう既に今は推進というような形に既に移行している段階かと思しますので、こういった辺りの考え方ももう一度整理していただければなど。その上で、栄養バランスのとれた、例えば食生活の推進とか、より国民が分かりやすい、非常に短い言葉で示すのもいいかと思えます。それから、もしこういうキーワード的な言葉が行政としてあったほうが便利というのであれば、こういう教科書的な若い男性が振り向かないような言葉を延々と使い続けるよりは、例えばジャパメシとか食べようジャパメシとか、そんなような形で丸括弧で示して、何か訴えかける、相手に対して心に響くような工夫というのもしないと、いつまでたってもこれが、実は普及しているんだけど、普及していないという統計結果が出てしまうのではないかなというふうに思いました。

それからもう一点ですけれども、生産資材などの今後の取組の中で、農薬とか動物用医薬品の評価の仕方を、国際的な評価方法を導入して、より短縮化するというようなご提案をいただきました。これまでどちらかというところ、やはり日本の農業政策というのは閉鎖性が指摘されていましたが、こういった国際的な視野に立って何か独自ルールに固定することで様々なことで非効率な面が生じていないかということは、あらゆる面でもう一

度ご検証いただけると非常にいいのではないかと思います。こういった取組はどんどん推進していただければなというふうに思いました。

それからもう一点、食品の表示に絡んでなんですけれども、来年6月に新しい法律が施行されることになっています。これについては、まだ国民に十分周知されているとは言い難いと思います。細部についても、どういうふうなことが変わるのかというのは、まだ完全には決まっていない部分ということがあると思いますので、決まった暁には、よりはっきりと具体的な形で国民にPRする形というのを是非とっていただきたいと思います。そのときに是非お考えいただきたいのは、行政でできること、国としてできることには一定程度の限界があるということも広く知らせるべきではないかというふうに思います。もうこういった、例えば意図的な毒物の混入などは、いわゆる社会としての監視の目というのが、一番有効に働くことになるので、表示だけで示せるとか、何か行政だけ、あるいは企業だけでできるものではないということ、より強く訴えた上で、表示についても、この部分が、ここまで表示できています、あるいはこの部分、外食については努力義務になっていますとか、あるいは加工品については、この約20品目しか原産地表示ができていませんとか、今までできていますということ、これをアピールすることはできたんですけれども、できていません。だから、この部分はご自分たちで判断して下さい、あるいは企業に問い合わせして下さいというような、そういった裏側からのアプローチというのはあまりできていなかったような気がしますので、そういった意味で非常に国民にもっとご自身でいろいろな情報は取りにいかないといけない部分はあるんだよということも含めて、是非伝えていただければなというふうに思います。その点を含めて意見を言わせていただきました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○萬歳委員 一、二点私の考えを申し上げたいと思います。

まず最初に、加工食品の原料原産地表示の関係であります、これは早急に義務化対象を拡大すべきだという思いであります。我々のグループの全農では、昨年2月に自主基準を発表しておりまして、一つの参考にしていただければという思いであります。これがまず第1点。

それから、放射性物質対策であります、当然我々農業、営農再開に向けた生産者の取組の支援と低減対策につきましては、いろいろな面でご支援をお願いしておりますけれども、先ほど小泉先生からも話ありましたように、風評被害がまだまだ残っております。まさにこれは国が主導して消費者に正しい理解をしてもらうという、そういう活

動をさらに強めていただきたいという思いでございますので、これにつきましてもお願いしたいという思いでございます。

それから、原発事故に伴っての海外での輸入規制が継続しております。先般、福島産米のシンガポールへの輸出が政府の力によって再開をされるということにつきましては感謝を申し上げております。ところが、今の段階で震災から3年半を経過しているわけでありますけれども、アジア、アメリカを初めとした有望な市場で規制が継続をされているという現状がございます。いろいろな課題があろうかと思いますが、そういう面で、農産物等の輸出の1兆円達成という目標を掲げている状況の中で、この規制の撤廃、緩和が必須条件だというふうに思っております。この点で輸入規制対策につきまして、政府の方で一生懸命その対応をお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、ただ今のお話であります、食育の推進と国産農畜産物の消費拡大、日本型食生活の普及という、これもいろいろな面で、いろいろなイベントの中で評価はされつつあるわけでありまして、健康面の対応の中で、食生活ということが大事だという話があります。と同時に、国産農産物の消費拡大、我々、組合を代表する立場からいたしますと、そういう思いで取り組んではおります。ただ、食材が、当然外国産では、日本型食生活とって言葉では申し上げても、なかなか寂しい限りでございますので、日本型食生活を普及させるということと、国産の農畜産物の消費拡大という、このセットにした部分の対応、PRが必要かというふうに思っております。

また、まさに今家族の形が変化をしてきているという状況がございます。米の消費も、中食、外食の方が非常に大だということで、家庭内消費の量が逆転したという状況がございます。これは時代の流れかと思えますけれども、家族、家庭というものを重視した中での食事体系というのが私は大事なかなという、これは文科省の考え方の中にも、学校給食にも関連すると思えますけれども、そういう意味合いでの中身も十分各省庁と連携をとりながら対応して欲しいなという思いをいたしております。

最後に、国際交渉への対応ということでございますが、ご案内のように、WTOなりEPAなりというものは、日本は多様な農業が共存するというところで、人権を含めましてそういう共通の考え方の中で訴えてきた経緯がございます。これはまさに国民の合意だと私は思っておりますし、海外の事例の中におきましても評価を得ていると思えます。

今後とも、いろいろな交渉事におきましても、多様な農業の共存、これを基本に置いて交渉の姿勢を堅持していただきたいと、まさに日本の農業というのは、そういう面では多

様な農業が、いろいろな形のスタイルがあるわけでありますので、これが日本人の命をつないできたのであります。まさに世界一の長寿国になってきているという、その中で、多様な農業というものを皆さんからまさに今後ともそれを基本にして交渉事に当たっていただきたいという思いでございます。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

先ほどの松本委員から始まって、今7名の方にこの議題に関してのご意見をいただきました。最後の議題がありますので、あと30分ぐらいしかお時間がありませんので、事務局からのご対応はごく簡単に。それで、かなり大きなご提案も含まれていたかと思えます。

それについては第9回の企画部会の中でまたご対応いただくということで、現時点で何かこれについては回答しておきたいということに限って短くご発言いただければと思います。

○消費・安全局長 いろいろとご指摘いただきましてどうもありがとうございました。大別いたしまして、食育についてかなりたくさんご意見いただきました。それから、食育以外の論点もいくつかご指摘をいただいております。短くということですので、できるだけ簡潔に、あと全てのご質問とかご指摘に答えられていないかもしれませんが、説明させていただきたいと思えます。

まず、表示のことにつきまして最初に説明をさせていただきたいと思えます。

表示は大変重要なので、しっかり普及してくれということ、これはそのとおりでございます。農林水産省としても農業界、あるいは食品産業界と、業界も我々の方も担当しておりますので、これはしっかり説明していきたいと思えます。

それから、何名かの方からありましたのが、原料原産地表示のところでは。

このところでは、農林水産省として拡大の方向でというふうに書いていて、それについて一方で冷静な議論が必要なのではないかとということで、どちらかというところと拡大とまではいいですかというふうなニュアンスはあったかと思うんですが、ご指摘ございました。

その一方で、拡大の方向は、やはりその方向であるべきだというご指摘もございました。

冷静な議論ということについては、私はそのとおりだと思います。これは一体どういう効果があって、どういう意味合いがあるのか、そして消費者の方は本当に望んでおられるのか、そして、そのことについては合理的なのかというふうなことを恐らく多角的に分析をして、過去に原料原産地表示を拡大した事例もございますので、そういったことも十分踏まえた上で検討すべきだという点については、私も同感でございます。

その一方で、消費者の皆様から拡大の声があることも事実でございますので、私どものまずご提案とすれば、拡大の方向、かつ冷静な議論ということがとるべき姿ではないかという形で提案をさせていただいております。ここは皆様のご議論にもよる部分だろうというふうに思っております。

それから、JAS規格のところにつきまして、現在余り使われていないJAS規格があるんじゃないのというふうなご指摘でございます。

ご指摘のとおりでございます、JAS規格の中において、当初想定したような普及がされていないというふうなものもございます。その一方で、やはりそこに信頼というものを期待したいという声があるのも事実ですので、余り架空のJAS規格をつくっても余り意味がないんですけれども、地に足のついたJAS規格というニーズがあれば、それへの対応はやっていきたいというように考えております。

それから、食品防御のところにつきましてしっかり普及なり徹底なりやってくれというふうなお話でございました。

基本的には、この食品防御というのは、私の考えでは、やはりこれは企業が本来自主的に取り組むべき事柄で、その一方で、個々の企業を取り込むにしても、一体どういう基本的な考え方があるのかも分からんでは取り組みようがないのではないかと思います、この食品防御の専門の先生方に集まっていただきまして、考え方というのをまとめていただいたところです。幸いにも各業界ともかなりこれの問題につきましては危機意識を持っておられまして、各業界単位での勉強会というのはかなり広く現在行われております。その効果が余り表立ってそんなにここまでやっていますとかはおっしゃらないので出ていませんけれども、少しずつ普及してきていると思います。今後ともそういう普及には協力をしていきたいというように思っております。

それから、資材のところにつきまして、国際ルールにのっとってやっていくというのはいいことなので進めてくれということでございました。

できるだけそういったルールにのっとってやっていきますと、外国の試験データをできるだけ日本に有効に使えるれば迅速な処理ができますので、そういったことについてもしっかりやっていきたいと考えております。

それから食育のところ、あるいは日本型食生活のところ、いずれもまずどうも概念が分かりづらいんじゃないか、はっきりしないんじゃないか。それから、説明が余り上手じゃないんじゃないのというふうな、いくつかのご指摘があったかと思っております。

そのあたりにつきまして、しっかり受けとめて、どういうふうに考えていくのか、また考え方を整理したいというふうに思います。

おおむねそういったことで、今後の検討課題をいろいろご指摘いただいておりますので、検討を進めていきたいというふうに思っています。

○食料産業局長 食料産業局の櫻庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、風評の問題についてご説明したいと思います。小泉委員、それから萬歳委員からございました。

風評の対策というのは、PR不足とのご指摘いただきましたけれども、復興庁の予算を生かしまして、私ども本年度16億円でテレビ、ラジオ、新聞、そしていろいろなイベント経費というのを全額福島県の方に関しまして、県でそういった対策委員会を務めまして全県で取り組んでいただいております。これには各団体、市町村も入っていただいておりますけれども、やはり一番重要なのは、学校給食であるとか、地元の方々が理解していただくのが一つと、あるいは国民全体で食べて応援しようということが必要だと思います。これを強化するという話もございまして、来年度要求には今19億円と3億増額しての要求をしているところでございます。引き続き対策を全体の省庁、それから各大学のところでも食材として使っていただくように、今お願いしていますし、またそれに取り組んでいただいておりますので、PRしていきたいと思っております。

ただ、放射性物質の輸出規制という話が萬歳委員からございましたけれども、確かに日本の場合の今の規制値というのは、キログラム当たり100ベクレルということで、コーベックスの1,000ベクレルの10分の1という非常に厳しい中で、ご指摘がありましたけれども、ほとんど今出ておりません。出たとしても200程度で、暫定規制値の500ベクレル以下でございまして、1,000ベクレルよりはるかに小さいという状況でございます。

このような状況の中で、香港、台湾、そして中国という形で科学的なデータをもとに、例えば厚生労働省のモニタリング結果、あるいは海洋のモニタリング結果、そういったものを全て英文に訳して送って対応しているところでございます。その結果、シンガポールを初め全てフリーにさせていただいたというところもございまして、今後とも粘り強く行っていきたいと思っております。

最後に、小泉委員と山内委員の方から、医療、それから福祉のご指摘がございました。

今年度から医療と福祉と農業と食という形で、医・福・食・農というプロジェクトを始めております。その中で、因果関係が基準までいくかどうか分かりませんが、まず

は相関関係を見ようとして大量データを慶応大学医学部なりいろいろなサクの病院も肺っ
ていただいております、そういった方々と突き詰めているところでございます。今後、
今、長野県のご指摘がございましたけれども、予防医学的に健診、診断というのが非常に
うまくいっているところでございまして、そういったものも長寿に関係があるんじゃない
かなと思っております。

そして、山内委員からございましたけど、子供の貧困の話でございましたけれども、い
わゆるフードバンクというシステムがございましてけれども、各食品メーカーにお願いしま
して、印字ずれとかそういったものを集めていただいて、NPOの方々と一緒に懸命やってい
ただく。そういうのもご支援をしておりますけれども、地道でございましてけれども、約
200万人と言われている子供の貧困の方々を、食品メーカーもサポートしていきたいな
と思っております。こういうことも引き続き続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

以上でございます。

○文部科学省 文部科学省の学校健康教育課長でございます。

学校教育に関して何点かご指摘をいただいているところでございます。

ご指摘ありましたように、学校における食育の中では、単に栄養に関して学ぶと、その
ことも非常に大事なのでございますけれども、食育を通じて地域の農林水産業でありまし
たり、それから食文化、日本の伝統による食文化、そういったものを学ぶということが非
常に重要だと思っております。そうした考え方に立って食育の推進を図っているところで
ございます。

松本委員からございましたように、伝統料理の調理実習のような取組も実際にやってお
られる学校もあるかとは思いますが、そうした取組が学校の取組の中で進んでいく
ように図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、山口委員からご指摘ございましたように、食品の安全性に関する知識を子供
たちに教育の場で教えているということ、これは私どもとしても非常に重要なことだと思
っているところでございます。現在、家庭科などで最低限の知識は教えるようなことには
なっているわけですが、様々な情報が氾濫している中で、子供たちが社会
に出たときに自ら判断できるような知識を得ていくということが非常に重要な視点だと思
っておりますので、そうした視点で充実を図っていく方向で検討してまいりたいと考えて
いるところであります。

以上でございます。

○消費者庁 消費者庁の食品表示企画課長でございます。

市川委員から、新たな機能性表示の関係でご質問いただいたところでございます。

これはご案内のように、企業、それからJAなどでお腹の調子を整えとか、脂肪の吸収を穏やかにするといった機能性の表示ができるようにするというところで、現在、制度の構築に向けて農林水産省、厚生労働省、3省庁で検討を進めているところでございます。

制度の考え方としましては、機能性が本当にあるのであれば、それが消費者の方にきちんと伝わることで商品をお選びいただくときに消費者の方の選択の幅が広がるということが大前提でございますので、ここの基本を譲らないようにこれから制度の具体化に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総括審議官（国際） 国際政策課でございます。

国際的な通商交渉に関しまして簡潔にコメントいたします。

まさに萬歳委員ご指摘のとおり、我が国の指定でございますけれども、食料輸入国といたしまして、各国の多様な農業が共存をして、相互に発展していけるようなルールの確立を目指すというのがまさに交渉の基本方針でございます。引き続きその方針のもとでEPAあるいは経済連携といった交渉にしっかり対応していきたいと考えております。

また、松本委員ご指摘のTPPの情報提供の関係でございます。

TPPにつきましては、衆参両院の決議を踏まえてしっかり交渉に当たっているということでございますけれども、その決議の中でも、国民への情報提供をしっかりとるようにというように求められておりますし、これにつきましては、TPP交渉の情報提供ということで、政府対策本部の下で政府一体となって対応してまいりながら、引き続き公開できることは可能な限り情報提供しながらしっかり交渉していきたいと考えております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

もう少しお時間ございますので、ご発言いただきたい方は挙手をお願いいたします。

○三石委員 手短に2点だけ申し上げます。

1点は、マーケティングの手法を使った場合、例えば、何でご飯を食べないかとか、何で消費が少ないかというときは、徹底的に食べている人、食べない人に理由を聞きます。その上で、何故食べないかという理由を一つ一つつぶしていきます。ですから、単に傾向を見て、食べなくなっているのだな、減っているかなというだけではなく、一つ一つ理由

を確認していくという地道な作業が今後何年も続くのではないかなと思います。米の消費に関しても全く同じであり、技術開発として、例えば、食べにくいのであれば食べやすいものをつくる、また、これを食べると太るのであれば、太らないものをつくる、料理が難しいのであれば、料理が簡単なものをつくる、こういう地道な努力を積み重ねる必要があるかなという気がします。その上で新しくできたものを宣伝していくことです。

2点目は、私自身が以前から感じていたことですが、例えば、本日の資料には非常にすばらしい「和食給食応援団」など、いろいろな方が出ていらっしゃいます。こうした内容は、まさに国として、農水省になるのか文科省になるのかはわかりませんが、料理人の社会的地位に関して真剣に考えていただきたいと思います。例えば、例示されている皆さんの経歴を見ると、高校や専門学校を経て、その後何年も徹底的に修行し、例えばミシュランの星をいくつ取るといったレベルに達しています。国はその人たちを社会的にどう遇するのかということです。もちろん、勲章を頂くというのもありますけれども、例えば海外にはドイツのマイスター等、様々な制度があります。本日のような資料を見たときに、一人一人の経歴の中に記されている内容として、もちろん、日本の料理人であって、世界レベルであればミシュランの星が1つ2つ取れたというのはすごいことなのかもしれません。でも、やはり日本の国として、彼らをどのように考えているのかという点、例えば和食でこの水準まで到達している人には一定の称号を取得できるなど、社会的にオーソライズする仕組みというのを将来に向けて検討していただきたいなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○松永委員 食育についてかなり議論が出ていますけれども、2点。

学校給食をめぐる変化というのは、この5年、10年非常に大きく動いていると思います。市町村合併とともに学校の統合がありました。今まで学校に付設していたような給食センターが統合されて、恐らく人口5万人、あるいは6万人、7万人程度の市町村であれば、1つというふうにセンター化されてきています。地産地消という中で、その中で取り組まれているわけですが、実際に残っている現場で見ると、センター化されたことによって給食のコスト経営というのが厳しくなっている。実際にあった例で、マスコミにも出ていましたけれども、鳥取県の小中学校で、30年来、地元の鳥取県産の牛乳を消費されていたのですが、センター化によってコストが合わなくなって岡山県の牛乳を採用せざるを得なくなった。学校給食の地産地消は非常に身近な課題ですけれども、一方で、こ

うしたコスト的な経営の中でも考えなければいけない。そこでのやはり政策的な支援というのが今こそ求められているのではと思います。

もう一つ、これも意見が出尽くしていると思いますけれども、国産生産物の消費拡大についてです。先般の日曜日、ちょうど新聞広告にフードアクションニッポンの4面使った広告がちょうど新聞の中ほどに出ていました。非常にインパクトが大きかったと思います。今までの、恐らく農水省さんや国の方でされていた広報と決定的に違うなと思ったのは、視覚に訴えていて分かりやすかったことです。日本の自給率が4割ですけれども、頭では分かっている、普通はぴんときません。お弁当箱が新聞一面に9つの区切りがされていて、肉に関してはこれだけの自給率、米に関してはこれだけという品目ごとに書いてあるんですね。ここを上げればこうなるということを丁寧に紹介されていて、非常に広告効果というのはこれからその点では期待したいと思います。

ただ、自給率向上というのは、今日の議論ですと、消費者、消費力を上げるというところからの視点の議論だけだったと思います。先ほど小泉先生のご意見を伺っていましたら、1950年代、日本は自給率が非常に低かった。反面、イギリスは自給率が非常に低かったけれど高まった。なぜかという、恐らく消費拡大というのは一方であったと思うのですけれども、むしろ大都市への一極集中から農村へ、都市から農村に人口還流というのがここ50年進んできている。それも恐らく一つの結果として自給率の向上にもつながっていく。ですから、自給率というのは恐らく今回の日曜日の新聞なんかだと、フードアクションニッポンの中で、例えば1%上げるには、一人一人こういう行動をとりましょうというのが書いてありまして、分かりやすかったですが、なかなか難しいなと思ったのは、月3回のお肉を大豆製品にかえましょうということがありましたけれども、そこまで全員が徹底しても、1%の自給率って実はなかなか上がらないと難しさも感じた一方で、消費拡大の視点だけではなくて、都市と農村の人口のバランスであるとか、食料問題だけじゃなく、農村とのバランスの中から自給力というものを改めて考える必要があるように思います。先ほどの最初の冒頭の部分で、人口減少というものを全面的に受け入れた計画をということになりましたけれども、そうした点も含めて考えないといけないのかなと思いました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○萬歳委員 今の学校給食の関係の話が出ましたのに関してですが、まさに学校給食で地産地消ということが大事だなという思いでありますし、私、学校というのは食事の時間と

というのは本当に大切な時間だなという思いであります。食育という観点もそうでありますし、いろいろな健康のテーマでもそうでしょうが、いわゆるセンター方式から、今は自校方式に変わりつつあるのかなという思いがいたしております。それは地産地消の中で、学校単位で特産物を生徒に消費してもらおうという形が本当に大事で、これは私の考えでありますけれども、センターが結果的に父兄負担の軽減というものを提起した中での給食ということでやりますと、これからはやはり学校教育の中で食事の時間はどのくらいとられるか分かりませんが、食べることについての教育、それから地域の農業に対する理解、あるいは農業に対する関わり方、個人的役割、実践の中で学ぶべき問題だと思っておりますので、文科省におかれましても、自校方式、学校単位で調理室を設けて子供たちに給食を提供するということが私は大事かと思っております。たしかセンターから徐々に自校、個々の学校単位での対応に変わっていると思っておりますが、是非とも、文科省の場合、学校の調理室をきちんと作りながら、調理員をもって、そして食事の時間を確保しながら子供たちに食に対する教育を浸透、対応を願いたいという思いで、要望としてお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○小泉委員 先ほど2人の委員から、和食についての意見がありました。和食は過大評価じゃないかというふうな意見もありましたし、それから日本型食文化というものが理解できないというふうな意見もありました。だけど、私はこの会議は国の農業の将来の基本施策をやることでありまして、日本の農業の形なり日本の生きる道というのは、農業からすると、これは非常に大きな議論になってくる。これはなぜかといったら、我々は民族の宝としてこういうものをやってきたわけです。ですから、これを次の世代に伝承することが我々の本当の一つの役割じゃないかと、こう考えております。ですから、日本型食文化というものがもし分からなかったら、和食の方がいいと、そういうふうな文化論的なものからも非常に我々が次の世代にこういうものを残していくことが本当に国として国家として大切なんだということを考えるべきではないか、これが一つです。

それからいま一つ、自給率の問題であります。1つ私いつもお聞きしていたのは、農家の生産者ももっと流通を整備してやるといいますか、そういうような形にしてあげるととてもいいような感じがします。ですから、これから農業の所得の倍増ということを見ると、やはり農産物の流通の整備ですね、これも非常に重要なことかなと思っておりますので、今までそういうことをずっとJAさんが構築されてきたのか、もっと国もそういうと

ころにいろいろと意見を聞きながら構築していけば、さらに農家の所得倍増にもつながるんじゃないか、そんなことを思っております。

以上2つです。

○中嶋部会長 他はよろしいでしょうか。

○山口委員 2点申し上げます。

まず1点目は、今の和食についてですが、今の発言に私全く賛成でありまして、それにもう少し拡大をして考えれば、まさに今先生がおっしゃったように、食は文化の一局面なわけで、そういう意味で、文化行政全体を考えると、あるいは日本文化を考えると、その大きな要素として食があるなという、そういう位置付けをしてもらって、これは従って農水省のみではなくて、他の行政の観点からもこの食をしっかりと位置付けてもらうという、食文化の位置付けということを是非ご検討いただきたいというのが1点であります。

それから2点目は極めて具体論で、表示の関係でありますけれども、表示の議論をするときに、消費者に一番いいようにというのは、これはもう全く正しいわけですが、しかし、いろいろな消費者がいるわけでありまして、もちろん例えばなるべく情報を提供したほうがいいから、その情報をできるだけ細やかに、例えば商品構成にも入れていくというのは一つの考え方ですが、しかし、それが行き過ぎれば、今度は、これだけ高齢化社会でもって読み取れないということになってしまうわけで、これはですから、全然違う軸があるわけで、これは一例でありまして、それ以外にも、表示一つ考えるのも非常に多様な軸で総合的な判断が要るわけで、ですから、是非細則等の検討をする委員構成のときに、そういう多軸の議論がしっかりできるような委員構成にさせていただいて、それでバランスある結論を出すというようなやり方を是非していただきたい。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

5分ほど事務局からお答えいただける時間があるかなと思うんですが、今いくつかいただいた意見について何かありますか。

○食料安全保障課長 すみません、食料安全保障課でございます。

小泉先生、それから他から自給率に関するご意見をいただいたところでございます。

特に、イギリスで自給率が伸びたことを分析せよと、こういうことでございますので、ちょっと作業させていただいて、またいずれかのタイミングでご報告させていただければ

と思います。できれば、次回の企画部会が自給率、自給力がテーマということでございますので、これから作業したいと思っておりますけども、間に合わせられればというふうに思っている次第でございます。

それから、松永委員からご紹介いただきました先週というか、この日曜日の朝日新聞に折込広告の形で、フードアクションニッポンの取組の一環といたしまして、自給率に関する4面広告出ささせていただいた次第でございます。また、これまでの議論の中でも、消費拡大を図るにはこういうふうにターゲットを絞ったらどうかというご意見も多数いただいたところでございます。また、今日は男性のこういう層にターゲットを絞ってはというご意見をいただいておりますが、また片や、20代後半のご結婚前の女性は比較的金銭的にも余裕があるので、こういう方をターゲットにして国産農産物を結婚前にPRをしておけば、結婚し、また出産されてから非常にいいサイクルに入るのではないかと等々のご意見もいただいております。そういったターゲティングと申しますか、そういったことに関するご意見もしっかりと受けとめながら、さらには、やはりどうしても広告をやりっ放しではいけないなという反省を持っておりまして、広告あるいはPRした結果が一体本当にどういう効果があったんだということを、あまりお金のかからない簡便なネットのアンケートとかそういったこともやりながら実際の広告効果というものを、しかも、1年に1回やるのではなくて、1年に複数回、何カ月にも1回かやりながら反省し、やりながら反省するというやり方で国産農産物の消費拡大のPR活動ということも取り組んでいきたいというふうに考えるところでございます。

○消費者庁 表示の関係で今ご質問ございました。

ご案内のとおり、表示には様々なステークホルダーがいらっしゃいますし、その中の一つの消費者の方にとってもいろいろなご意見があるということで、先ほど小林消費・安全局長からもご説明ありましたが、現行の制度がどのように機能してきているのかとか、そういったところからきちんと議論をした上で、また原料原産地表示の問題について、これから具体的な検討作業に入ってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○食料産業局長 三石委員から、料理人のことのご指摘がございまして、和食給食応援団というのは、まず一流の料理人の方々が、学校給食の現場へ行って本物の和食をつくっていただいて、子供さんたちと食べていただくという、この催しで、結構若手の和食料理人を初め賛同いただきまして、続けていきたいなと思っております。

その際、和食の料理人の件でございますけれども、ここにもありますように、皆さん10年以上も修行されております。今、調理の専門学校で一番人気があるのがパティシエ、2番目がイタリアン、3番目がフレンチ、4番目が中華料理、和食はやはり人気がありません。やはり修行とかいろいろあるというのです。ご指摘のように、やはり地位を向上しなきゃいけない。4年ほど前から料理人マスターズという農水省独自の顕彰制度をつくりまして、地域の食材でいろいろな方々でやっていただきまして、最初はブロンズ、それを5年以上続けたらシルバー、それをまた5年以上やったらゴールドという形で今やっております、今年また11月にやりますが、こういった動きを進めながら、和食の料理人を増やしていくという努力も続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○文部科学省 文部科学省であります。

萬歳委員、それから松永委員からご指摘ございましたように、現状、いろいろ自治体のコスト面に対する意識からセンター化というような形で給食が提供されるような状況もございます。私どもの立場として、どちらが望ましいかということはなかなか申し上げるのは難しい状況ではございますけれども、少なくとも食育を推進するという観点から考えた時に、それぞれの学校に自前の調理施設があるということが望ましい姿ではないかなと思っております。いろいろございますけれども、可能な限り支援できるように我々としても頑張ったいと考えているところでございます。

それから食材の関係で、やはり地産地消、それから国産食材を給食に提供するというのを、それぞれ食育基本計画にも掲げているわけでございますけれども、どうしても地元産、国産というふうになった場合に、値段が少し割高になるというところをどう解消していくかということが大きな課題になってくるかというふうに思っているところでございます。この点に関しては、私どもでできる限りのことはやるとして、地域の食材の農産物の流通のシステムをうまく学校給食に向けていくような方式にうまく変えていってもらうような話であったりとか、それから学校・教育関係者と、それから生産者との連携というようなことを地域ごとにつくっていただくといったような取組が非常に重要になってくるかというふうに思っておりますので、文科省の事業の中でも、そうした連携の構築ということ、そういった取組を始めてございますし、農林水産省さんにおいてもそういった取組をしていただいておりますので、そういった連携をとることによって、可能な限り安く地

元産、それから国産の食材が提供できるような努力を我々としてはやってまいりたいと考えているところでございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。いろいろご議論いただきました。これで議題2の(3)についての議論は終了させていただきたいと思います。

たくさん重要な論点をいただきましたので、事務局におかれましては、これを是非今後の検討に利用させていただきたいと思います。

ただ、その中で特に日本型食生活、それから和食の概念と政策としてのカバーする場面が若干混乱しているんじゃないかというようなご趣旨の意見もいただいているように思いますので、この件に関しましては、次回少し整理した形でもう一度ご説明をいただきたいと思います。と私としては希望いたします。

この前半の部分も含めまして、まだご意見、ご質問、十分にできていないと感じる委員の皆さんもいらっしゃると思いますので、後日で結構でございます、事務局に書面で送りいただきたいと思います。

それでは、議題3でございます。経営所得安定対策小委員会の設置についてです。西川大臣から、生産条件不利補正交付金の面積単価等の改正について、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める旨諮問がございました。これについて事務局から説明をお願いいたします。

○経営局長 経営局でございます。

それでは資料8-1、資料8-2をご覧くださいと思います。

担い手経営安定法に基づく審議会の諮問でございますが、本日付で西川大臣より審議会に諮問が行われております。

担い手経営安定法でございますけれども、昨年の秋に経営所得安定対策の見直しがありました。その中で担い手経営安定法についても法改正を行うということになりまして、今年の通常国会で法改正の審議が行われております。その改正は27年産、来年作るものから適用するということになっておりまして、それに向けまして正式な準備を進めておく必要がございます。

そこに書いてございますが、生産条件不利補正交付金、これは畑作物のコスト割れについて補填する交付金でございますが、この面積単価ですとか数量単価、それから調整額の方法、それから収入減少影響緩和交付金、これはナラシ対策でございますけれども、畑作物を含めて収入が下がっているところの交付金でございますが、こちらの交付金の算定方

法、こちらを正式に決める必要がございます。

これにつきましては、担い手経営安定法の中で、この審議会の意見を聞くということになっておりますので、これにつきまして諮問させていただいたという状況でございます。

8-2の方をご覧いただきたいと思いますが、今申し上げました担い手経営安定法に基づく諮問事項、これにつきましては、企画部会の所掌になっておりますけれども、中身の面で専門技術的なものがかかります。今回の法改正も一つの契機といたしまして、この企画部会の下に経営所得安定対策小委員会、こういったものを設けていただいて、そこに付託をしてご審議をしていただいて、その結果が出たところで企画部会にご報告をいただくという形を今後とったらいかがかというふうに考えているところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○中嶋部会長 ただいま事務局から説明がありました諮問についてですが、小委員会を設置し、生産条件不利補正交付金の面積単価及び数量単価の改正並びに調整額の算定方法の制定並びに収入減少影響緩和交付金の算定方法の改正についてに関する調査検討を付託することとしてよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

小委員会に所属する委員の指名につきましては、部会長である私にご一任いただきたいと思います。また、小委員会の議事録の作成についても、部会長にご一任いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、予定の時間が参りました。本日はこのあたりで会議を終了させていただきます。

最後に事務局から連絡があればお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会でございますが、10月の開催を予定しております。具体的な日程につきましては後日ご案内を申し上げますことといたしますので、よろしく申し上げます。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会は、これにて閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後0時00分 閉会